

令和 8 年度福岡県職業能力開発審議会（第 2 回） 議事録
（令和 8 年 8 月 1 8 日開催）

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

（1）第 12 次福岡県職業能力開発計画について

①目指す姿について、事務局から資料に基づき説明

<質疑応答>

なし

②成果指標について、事務局から資料に基づき説明

<質疑応答>

なし

③施策項目について、事務局から資料に基づき説明

<質疑応答>

（委員）

施策項目の「旧 9：女性やひとり親に対する支援」を分割した理由について伺いたい。また、「新 14：就労に特別な支援を要する人」と「新 11：障がいのある人に対する支援」は対象が重複するように見受けられるが、別項目として設定した考え方について伺いたい。

（事務局）

「旧 9：女性やひとり親に対する支援」については、ひとり親が女性に限られるものではない中、『女性やひとり親』という整理では誤解を招く懸念があると考え。そのため、ひとり親については「新 14：就労に特別な支援を要する人」の項目として再編した。

「新 10：女性に対する支援」については、子育て世代の女性の再就職支援等、女性の活躍は県として力を入れている分野でもあるため、独立項目としている。

「新 11：障がいのある人に対する支援」については、障がい者の法定雇用率の引き上げ等、社会的動向を踏まえ、独立した項目としている。

（委員）

成果指標について、第一次産業従事者とオフィス従事者という分析視点の反映について、検討状況はどうか。

(事務局)

検討した結果、第三次産業従事者の中からオフィス従事者を区分することが困難であると考え、今回の成果指標には含めない方針である。

(委員)

第一次産業が衰退している中、後継者育成は重要である。職業能力開発計画の柱の一つにする等、何らかの形で反映できないか。

(事務局)

農林水産部において後継者育成等の取組を行っており、委託訓練においても農業を対象とした訓練を実施しているが、応募者数は多くない状況である。計画の大きな柱として位置付けることは難しいが、取組の重要性は認識しているため、対応可能な施策を進めていく。

(委員)

就職氷河期世代のキャリア形成に懸念がある。「新9：中高年齢者や高齢者に対する支援」とあるが、就職氷河期世代が中高年齢層に該当するようになる中、中高年齢者と高齢者の間に課題の乖離が生じるのではないかと。新計画では就職氷河期世代にどのような対応をしていく方針か伺いたい。

(事務局)

就職氷河期世代に対しては主に「新12：非正規雇用労働者に対する支援」、「新14：就労に特別な支援を要する人への支援」における施策を通じて取り組んでいる。今年度から非正規雇用労働者への新たな訓練事業なども開始しており、正規雇用への転換やキャリアアップに向けた支援として活用を促進している。

(委員)

「新9：中高年齢者や高齢者に対する支援」については、課題のギャップを含めた施策となるのか。

(事務局)

委託訓練は基本的に年齢制限がなく、希望される方のタイミングでキャリアアップを目指すものであり、中高年齢者向け、高齢者向け等の区分は設定していない。

県では年代別の就職サポートセンターを設置し、個別に支援を行っている。これらの取組は、各施策の柱に横断的に入ってくる施策である。

(委員)

施策の中で、重点課題や予算の優先順位はどのようにになっているか。

(事務局)

「新1：DX人材の育成の強化」、「新6：キャリア形成、リスクリング支援」に力を入れたいと考える。ただし、予算については県全体での配分となり、当課で直接裁量権を持つものではない。

(特別委員)

重点的に取り組む内容として「新1：DX人材の育成の強化」を挙げられたが、成果指標であるデジタル人材育成数の目標値が減少している。これは予算との兼ね合いによるものか。

(事務局)

国による事業の見直しにより、今後予算が減少する傾向にあるためである。職業訓練を通じたデジタル人材の育成数は減少するが、商工部等のデジタル人材育成に関する施策も本計画へ取り込む予定である。

(特別委員)

「新 19：技能労働者の社会的評価の向上の促進」の追加に賛同する。技能労働者に限らず、人材不足感が生じている分野への取組についても、本分野に含まれるか。

(事務局)

「新 19：技能労働者の社会的評価の向上の促進」については、国が定めている技能検定職種を対象としたものである。人手不足分野への対応については、「新 3：人材不足分野の人材育成の強化」の項目において対応することとしている。

④その他

(委員※意見票)

資料 1－2 概要版において、現状と課題の内容に「障がいのある方」の記載がないため追記してはどうか。

(委員)

「障がいのある方」については、「女性・高齢者等」の「等」に含まれると考えるが、追記は必要か。

(事務局)

「障がいのある方」は施策項目においても独立した項目としている。より分かりやすい記載とするため、ご意見のとおり追記する。

(委員※意見票)

職業別の求人数と求職者数のミスマッチ解消が、県の経済成長に与える影響を数値化できないか。

(事務局)

労働移動は個人の主体的なキャリア形成の結果であるべきであり、これを成果指標とすることは適切でない。そのため、この部分を掘り下げるのは難しいと考える。参考となるご意見等あれば伺いたい。

(特別委員)

ミスマッチ解消による経済成長の影響については、試算も含め国のデータは無い。労働力人口が減少する中、限られた人材の最適配置を通じて生産性を高め、経済成長につなげていくことは重要だが、労働移動は求職者の意志に左右される部分が大きく、数値化は難しいと考える。

(委員)

「障がいのある人」と「障がいのある方」と、表現が異なる箇所があるので統一した方がよいのではないか。

(事務局)

「障がいのある人」で統一する。

4 閉 会